

南島原市下水道事業経営戦略

公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業

農業集落排水事業

漁業集落排水事業

平成 2 9 年 3 月

長崎県

南島原市水道部下水道課

目 次

公共下水道事業

1	事業概要	1
	経営比較分析表	3
2	経営の基本方針	4
3	投資・財政計画	4
	投資・財政計画（収支計画）	5
4	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	7

特定環境保全公共下水道事業

1	事業概要	8
	経営比較分析表	10
2	経営の基本方針	11
3	投資・財政計画	11
	投資・財政計画（収支計画）	12
4	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	14

農業集落排水事業

1	事業概要	15
	経営比較分析表	17
2	経営の基本方針	18
3	投資・財政計画	18
	投資・財政計画（収支計画）	19
4	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	21

漁業集落排水事業

1	事業概要	22
	経営比較分析表	24
2	経営の基本方針	25
3	投資・財政計画	25
	投資・財政計画（収支計画）	26
4	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	28

南島原市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 南島原市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	口之津処理区：平成16年5月1日（12年）	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 平成32年4月1日法適（全部適用）予定
処理区域内人口密度	口之津処理区：28.1人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(口之津処理区)		
処 理 場 数	1処理場(くちのつ水処理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金	(汚水量 5㎡まで)	756円	※なお、汚水量は、水道水の使用水量に基づくものである。また、10円未満の端数は切捨てとなる。	
	"	(" 5㎡を超え、10㎡まで)	1,188円		
	超過料金(1㎡につき)	(" 10㎡を超え、50㎡まで)	151. 2円		
	"	(" 50㎡を超え、100㎡まで)	194. 4円		
	"	(" 100㎡を超え、300㎡まで)	237. 6円		
	"	(" 300㎡を超える部分)	280. 8円		
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	業務用使用料体系の設定なし				
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	市の水道水以外の水(地区水・井戸水など)を使用している場合:1月に1人当たり6㎡を使用したものと認定する。				
	市の水道水と市の水道水以外の水(地区水・井戸水など)を併用して使用している場合:水道水以外の使用水量を1月に1人当たり3㎡で計算した水量とし、水道水の使用水量に加えた水量とする。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2, 620 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2, 947 円
	平成26年度	2, 700 円		平成26年度	2, 984 円
	平成27年度	2, 700 円		平成27年度	3, 001 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	9名(課長:1名、総務班:3名(班長1名、班員2名)、整備管理班:5名(班長1名、班員4名))
事 業 運 営 組 織	 <pre> graph TD A[下水道課長] --> B[総務班長] A --> C[整備管理班長] B --> D[総務班] C --> E[整備管理班] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場・マンホールポンプ等の運転管理業務を民間委託(1処理区)
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した経営比較分析表に補足事項等がある場合は記載すること。

特になし

経営比較分析表

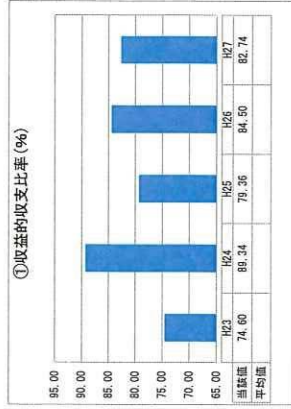
長崎県 南島市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	0c3
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)
-	該当数値なし	9.36	94.55
			1か月20㎡当たり家庭料金(円)
			2,700

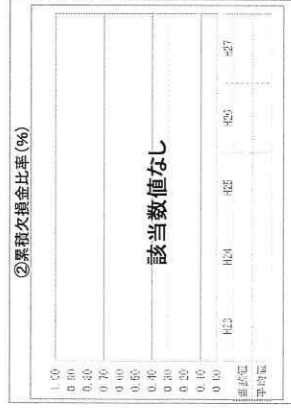
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
48,773	170.11	286.71
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域人口密度 (人/km ²)
4,521	1.61	2,808.07

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
□ 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



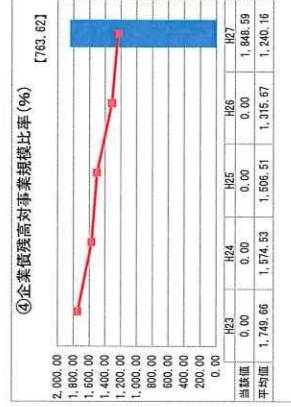
「単年度の収支」



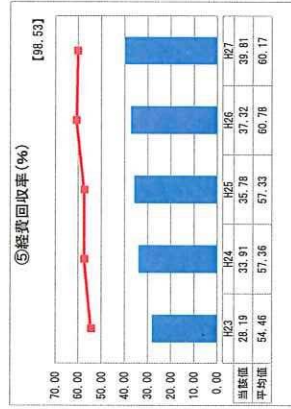
「累積欠損」



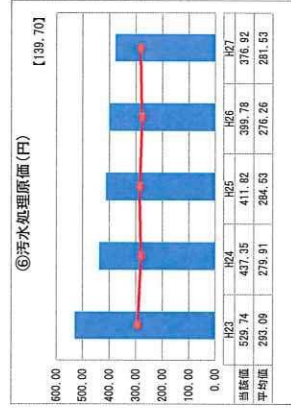
「支払能力」



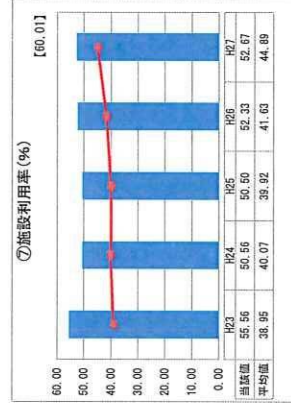
「債務残高」



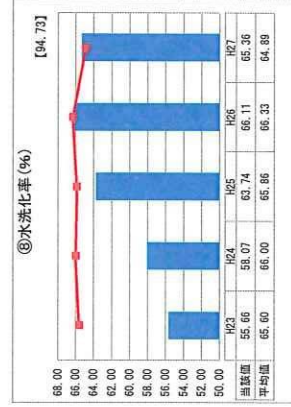
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

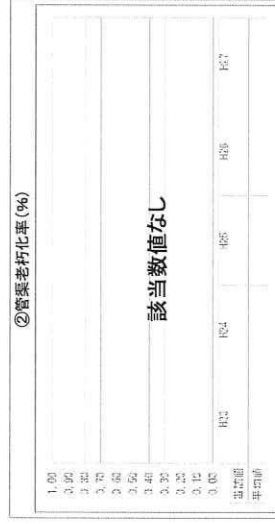


「使用料対象の補正」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

- 経営の健全性・効率性について
 - ①の収益的収支比率について、償還金返済がピークを過ぎているため、今後、数値は値が下がる傾向にあるが、改善されていく見込みである。使用料においては、現在、面整備中であるため、微増傾向にあるが、総収支については、使用料以外の収入（雨水処理負担金・他会計繰入金）に依存しているところが大変大きい。
 - ②の企業債貸高対事業規模比率について、平成27年度から一般会計負担額の算定方法を置直したことから、数値が高くなっている。
 - ③の経費回収率について、使用料の増加傾向及び汚水処理原価の減少傾向に伴い、数値は微増傾向である。数値からも、使用料が少なく、使用料以外の収入に依存していることがうかがえる。類似団体との比較では多量であり垂懸している。年間雨水処理原価及び経費の維持管理費の経費削減取組みによる汚水処理原価の減少に伴い、原価は下がってきているが、類似団体との比較では劣位である。大幅な利用者増は見込めないため、今後、大規模な傾向と思われる。類似団体との比較では、優位となっている。
 - ④の水洗比率について、今年度、僅かに減少したものの、今後、供用開始からの期間が増えるにつれ、水洗比率は増加していくものと思われる。

2. 老朽化の状況について

- ・供用開始後間もない（15年未満）ため、特にコメントなし。

全体総括

- ・全体的にみて、数値は改善傾向であるが、処理区域人口が8千人未満の過疎地域であり、類似団体（処理区域人口3万人未満）の中でも処理区域内人口が少ない。よって、有収水量も少なく類似団体との数値比較においても、劣位傾向である。
- ・面整備中及び償還金返済のピークが過ぎているため、あと数年は、すべての数値において、僅かづつではあるが改善傾向を見せるものと思われるが、近い将来人口減少に伴う、料金収入の減は避けられない状況である。
- ・最終的に経営を継続していくには、今後も料金未納率を限りなく低減維持し管理費の削減策を継続的に実施する必要がある。経営改善努力はもとより、大規模な料金改定も視野に入れ、繰入金への依存体質を根本的に改定しなければならぬと思われる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成28年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出されていますが、企業債貸高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度底の事業数に基づき類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

「住みやすい環境で健康に暮らせるまち」を基本理念に、市民の安全で快適な暮らしを守るため、下水道事業を持続的かつ安定的に運営し、快適で安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に努めます。

○快適で安全・安心に暮らせるまちづくり

本市の下水道普及率(行政人口に対する下水道整備済の処理区域内人口の割合)は、平成27年度末で15.8%と全国平均値と比較してかなりの低水準となっています。これは、市町村合併により下水道整備の未計画を含んでいるためですが、市民の生活環境改善や利便性の向上が求められます。人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化の中で、市内の地理的、社会的特性に応じた整備手法を取り入れながら、普及率向上に努めます。

○水洗化の促進

下水道資産の有効利用、料金収入の増加のため、供用開始区域の未接続世帯に対して、現在実施している戸別訪問を継続し、さらに計画的かつ効率的な戸別訪問指導や水洗化工事に対する融資斡旋制度、補助金制度等の更なる周知を行うなど、積極的な水洗化促進対策を図ります。

○持続可能な安定した事業経営の実現

施設の効率的な運転管理により、なお一層の維持管理経費の節減に取り組んで行くほか、総務省からの要請に基づき、経営の健全性や計画性・透明性の向上及び持続可能な下水道事業の推進のため、平成32年4月に地方公営企業法の財務適用を行い、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネージメントの向上に取り組みます。また、今般全国的に発生している地震や風水害等の大規模災害時に下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、平成29年度に「南島原市下水道事業継続計画(BCP)」の策定を行い、減災対策の充実に取り組みます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

未普及解消事業については、平成30年度の事業完了に向け順次整備を実施いたします。
今後の主な事業内容は、管渠工(三軒屋・木之崎地区 2,200m)、マンホールポンプ設置工(7基)、舗装工一式。

浸水対策事業については、平成32年度の事業完了に向け順次整備を実施いたします。
今後の主な事業内容は、木之崎雨水ポンプ場場内整備、開田雨水ポンプ場排水ポンプ増設(φ800・1基)、木之崎水路工事(L=265m)。

平成31～32年度に、ストックマネジメント計画策定予定。
平成33年度からは、ストックマネジメント計画に基づく長寿命事業に取り組むこととしています。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料については、将来予想される有収水量(人口減少を加味)をもとに収納額を算定しています。
受益者負担金については、歳入の前年度に供用開始となる世帯を推計し、過去の実績をもとに一括納付者と分割納付者とを按分し、収納額を算定しています。
国庫補助金及び起債額については、今後10年間における整備計画をもとに歳入額を算定しています。
また、起債借入については、補助裏のみの借入を基本的な考えとしております。

一般会計からの繰入金については、雨水処理負担金、分流式下水道に要する経費等、総務省の基準に基づく基準内繰入金及び使用料等では不足する部分を基準外繰入金として算定しております。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、現体制の損益勘定職員(2名)及び資本勘定職員(2名)をもとに、実績ベースにより算定しました。
動力費・薬品費については、将来予想される有収水量をもとに必要な経費を算定しました。
修繕費については、予防修繕を計画的に行うことにより、突発的な経費の発生を抑制しており、実績ベースにより算定しています。
委託料については、複数年委託などのコスト削減に向けた取組みを既に行っており、今後、大幅な削減は難しいと考え、実績ベースにより算定しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔 見 込 〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	(単位:十円、%)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	238,882	235,708	209,151	199,369	196,246	189,994	195,645	192,320	189,135	179,843	179,250	176,484		
	(1) 営 業 収 益 (B)	95,988	97,617	93,602	90,105	87,134	88,569	87,583	86,617	85,670	84,742	83,833	82,942		
	ア 料 金 収 入	42,910	43,726	45,100	46,453	47,847	49,282	48,296	47,330	46,383	45,455	44,546	43,655		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他	53,078	53,891	48,502	43,652	39,287	39,287	39,287	39,287	39,287	39,287	39,287	39,287		
	(2) 営 業 外 収 益	142,894	138,091	115,549	109,264	109,112	101,425	108,062	105,703	103,465	95,101	93,542	93,542		
	ア 他 会 計 繰 入 金	141,297	138,091	115,549	109,264	109,112	101,425	108,062	105,703	103,465	95,101	93,542	93,542		
	イ そ の 他	1,597													
	2 総 費 用 (D)	100,753	110,145	108,550	106,993	106,179	100,360	99,615	97,892	96,212	94,680	93,267	91,843		
	(1) 営 業 費 用	59,453	70,964	71,364	71,764	72,164	67,479	67,879	68,279	68,679	69,079	69,479	69,879		
収 益 的 支 出	ア 職 員 給 与 費	17,075	16,960	16,950	16,950	16,950	11,865	11,865	11,865	11,865	11,865	11,865	11,865		
	うち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	42,378	54,014	54,414	54,814	55,214	55,614	56,014	56,414	56,814	57,214	57,614	58,014		
	(2) 営 業 外 費 用	41,300	39,181	37,186	35,229	34,015	32,881	31,736	29,613	27,533	25,601	23,788	21,964		
	ア 支 払 利 息	41,300	39,181	37,186	35,229	34,015	32,881	31,736	29,613	27,533	25,601	23,788	21,964		
	うち 一 時 借 入 金 利 息														
	イ そ の 他														
	3 収 支 差 引 (A)-(D)	138,129	125,563	100,601	92,376	90,067	89,634	96,030	94,428	92,923	85,163	85,983	84,641		
	1 資 本 的 収 入 (E)	217,045	297,168	595,688	217,795	407,261	105,977	127,018	120,040	106,615	100,787	92,420	92,901		
	(1) 地 方 債 権	57,700	107,300	250,700	64,890	150,642	18,450	24,525	21,150	14,850	14,850	9,900	9,900		
資 本 的 収 入	うち 資 本 費 平 準 化 債 権														
	(2) 他 会 計 補 助 金	87,089	74,211	109,378	77,593	86,348	64,425	72,901	73,282	73,368	67,730	69,984	70,619		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	63,482	109,842	232,041	72,100	167,380	20,500	27,250	23,500	16,500	16,500	11,000	11,000		
	(6) 工 事 負 担 金	8,774	5,815	3,569	3,212	2,891	2,602	2,342	2,108	1,897	1,707	1,536	1,382		
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	328,673	438,416	714,937	310,171	497,328	195,611	223,048	214,468	199,538	185,950	178,403	177,542		
	(1) 建 設 改 良 費	146,718	263,672	550,921	160,648	351,208	49,224	62,724	55,224	41,224	41,224	30,224	30,224		
	資 本 的 支 出	うち 職 員 給 与 費	15,579	16,448	16,448	16,448	16,448	8,224	8,224	8,224	8,224	8,224	8,224	8,224	
(2) 地 方 債 権 還 金 (H)		181,955	174,744	164,016	149,523	146,120	146,387	160,324	159,244	158,314	144,726	148,179	147,318		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G)		△ 111,628	△ 141,248	△ 119,249	△ 92,376	△ 90,067	△ 89,634	△ 96,030	△ 94,428	△ 92,923	△ 85,163	△ 85,983	△ 84,641		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収支再差引	(E)+(I)	26,501	△ 15,685	△ 18,648										
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	7,832	34,333	18,648										
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	34,333	18,648											
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	34,285	18,634											
実質収支黒字	(P)	48	14											
(N)-(O)	赤字													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	84.5	82.7	76.7	77.7	77.8	77.8	77.0	75.3	74.8	74.3	75.1	74.2	73.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	95,988	97,617	93,602	90,105	87,134	88,569	87,583	86,617	85,670	84,742	83,833	82,942	
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	2,415,889	2,348,445	2,242,128	2,343,305	2,262,075	2,266,330	2,141,384	2,024,198	1,917,949	1,821,313	1,725,597	1,627,337	

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度									
収益的収支分		194,141	191,837	164,051	152,916	148,399	140,712	147,349	144,990	142,752	134,388	134,704	132,829	
うち基準内繰入金		165,004	161,091	149,103	136,028	129,355	128,921	135,317	133,716	132,211	124,451	125,271	123,928	
うち基準外繰入金		29,137	30,746	14,948	16,888	19,044	11,791	12,032	11,274	10,541	9,937	9,433	8,901	
資本的収支分		87,089	74,211	109,378	77,593	86,348	64,425	72,901	73,282	73,368	67,730	69,984	70,619	
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金		87,089	74,211	109,378	77,593	86,348	64,425	72,901	73,282	73,368	67,730	69,984	70,619	
合 計		281,230	266,048	273,429	230,509	234,747	205,137	220,250	218,272	216,120	202,118	204,688	203,448	

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特になし
投資の平準化に関する事項	特になし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	処理場及び管渠は供用開始から12年程度であり、老朽度が比較的低いため、更新に伴う改築や更新における民間資金・ノウハウの活用に対する検討は行っておりません。処理場の管理については、現在実施している民間委託の継続を考えております。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在実施しております地方公営企業法適用業務の固定資産調査を受け、平成32年度から地方公営企業法の財務規定を適用した経営戦略に見直す予定ですが、その際に、合併後の検討課題でもあった使用料の見直しについて、長期的な見通しに立った適正な使用料への見直しを検討することとします。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため、検討を行っておりません。
その他の取組	滞納整理について、現在未整備の債権管理条例が早期に策定されることがあれば、それにより悪質な滞納者に対しては、差し押さえ等の措置の検討を行い、回収不能については、執行停止等の処分を検討したいと考えております。 未接続対策については、既に行っている戸別訪問を強化・継続し、接続の勧奨を実施します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在は管渠整備中で、流量も安定していないため、整備がある程度完了し、維持管理が事業の主体となった段階で民間活力を活用する方針を検討したいと考えております。
職員給与費に関する事項	職員の給与水準は、地方公務員法の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及び県の動向を踏まえるとともに、他の地方公共団体の均衡を考慮しながら、条例で定め決定し、給与の適正化に努めています。職員数については、定員適正化計画を踏まえ、平成30年度の整備完了後は、職員数の減員を考えます
動力費に関する事項	処理場やポンプ場の機器等の更新時には、省エネルギーの機器等の導入をするなど、可能な限り消費電力の削減に努めます。
薬品費に関する事項	単価契約を行うなど経費節減に努めています。
修繕費に関する事項	事業開始から12年を経過することから、今後は修繕経費が増加傾向にあるため、計画的に修繕を行っていく必要がある。維持管理面では、現在実施中の地方公営企業法適用業務の資産調査・評価の完了後に資産管理(アセットマネジメント)を行い、老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施していく必要がある。
委託費に関する事項	現在、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、コミュニティ・プラントの各施設を一括して発注しておりますが、可能な限り長期継続契約にて行うなど、委託費の節減に努めています。
その他の取組	特になし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成32年度に地方公営企業法の適用により、官庁会計方式から企業会計方式へ会計手法が変更されるのに合わせて、事後検証及び経営戦略の見直し(ローリング)を行う予定であります。
---------------------	---

南島原市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 南島原市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	南有馬処理区：平成19年3月31日（9年）	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 平成32年4月1日法適（全部適用）予定
処 理 区 域 内 人 口 密 度	南有馬処理区：33.3人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(南有馬処理区)		
処 理 場 数	1処理場(南有馬浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金	(汚水量 5㎡まで)	756円	※なお、汚水量は、水道水の使用水量に基づくものである。また、10円未満の端数は切捨てとなる。	
	＃	(5㎡を超え、10㎡まで)	1,188円		
	超過料金(1㎡につき)	(10㎡を超え、50㎡まで)	151. 2円		
	＃	(50㎡を超え、100㎡まで)	194. 4円		
	＃	(100㎡を超え、300㎡まで)	237. 6円		
	＃	(300㎡を超える部分)	280. 8円		
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	業務用使用料体系の設定なし				
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	市の水道水以外の水(地区水・井戸水など)を使用している場合:1月に1人当たり6㎡を使用したものと認定する。				
	市の水道水と市の水道水以外の水(地区水・井戸水など)を併用して使用している場合:水道水以外の使用水量を1月に1人当たり3㎡で計算した水量とし、水道水の使用水量に加えた水量とする。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2, 620 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2, 947 円
	平成26年度	2, 700 円		平成26年度	2, 984 円
	平成27年度	2, 700 円		平成27年度	3, 001 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	9名(課長:1名、総務班:3名(班長1名、班員2名)、整備管理班:5名(班長1名、班員4名))
事 業 運 営 組 織	 <pre> graph TD A[下水道課長] --> B[総務班長] A --> C[整備管理班長] B --> D[総務班] C --> E[整備管理班] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場・マンホールポンプ等の運転管理業務を民間委託(1処理区)
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した経営比較分析表に補足事項等がある場合は記載すること。

特になし

2. 経営の基本方針

「住みやすい環境で健康に暮らせるまち」を基本理念に、市民の安全で快適な暮らしを守るため、下水道事業を持続的かつ安定的に運営し、快適で安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に努めます。

○快適で安全・安心に暮らせるまちづくり

本市の下水道普及率(行政人口に対する下水道整備済の処理区域内人口の割合)は、平成27年度末で15.8%と全国平均値と比較してかなりの低水準となっています。これは、市町村合併により下水道整備の未計画を含んでいるためですが、市民の生活環境改善や利便性の向上が求められます。人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化の中で、市内の地理的、社会的特性に応じた整備手法を取り入れながら、普及率向上に努めます。

○水洗化の促進

下水道資産の有効利用、料金収入の増加のため、供用開始区域の未接続世帯に対して、現在実施している戸別訪問を継続し、さらに計画的かつ効率的な戸別訪問指導や水洗化工事に対する融資斡旋制度、補助金制度等の更なる周知を行うなど、積極的な水洗化促進対策を図ります。

○持続可能な安定した事業経営の実現

施設の効率的な運転管理により、なお一層の維持管理経費の節減に取り組んで行くほか、総務省からの要請に基づき、経営の健全性や計画性・透明性の向上及び持続可能な下水道事業の推進のため、平成32年4月に地方公営企業法の財務適用を行い、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネージメントの向上に取り組みます。また、今般全国的に発生している地震や風水害等の大規模災害時に下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、平成29年度に「南島原市下水道事業業務継続計画(BCP)」の策定を行い、減災対策の充実に取り組みます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

未普及解消事業については、平成30年度の事業完了に向け順次整備を実施いたします。
今後の主な事業内容は、管渠工(露田地区 400m)、舗装工一式。

平成31～32年度に、ストックマネジメント計画策定予定。
平成33年度からは、ストックマネジメント計画に基づく長寿命事業に取り組むこととしています。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料については、将来予想される有収水量(人口減少を加味)をもとに収納額を算定しています。
受益者負担金については、歳入の前年度に供用開始となる世帯を推計し、過去の実績をもとに一括納付者と分割納付者とを按分し、収納額を算定しています。
国庫補助金及び起債額については、今後10年間ににおける整備計画をもとに歳入額を算定しています。
また、起債借入については、補助裏のみの借入を基本的な考えとしております。

一般会計からの繰入金については、分流式下水道に要する経費等、総務省の基準に基づく基準内繰入金及び使用料等では不足する部分を基準外繰入金として算定しております。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、現体制の損益勘定職員(1名)及び資本勘定職員(1名)をもとに、実績ベースにより算定しました。
動力費・薬品費については、将来予想される有収水量をもとに必要な経費を算定しました。
修繕費については、予防修繕を計画的に行うことにより、突発的な経費の発生を抑制しており、実績ベースにより算定しています。
委託料については、複数年委託などのコスト削減に向けた取組みを既に行っており、今後、大幅な削減は難しいと考え、実績ベースにより算定しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分		年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収益的収入	1 総収入	益(A)	87,886	77,122	88,708	84,356	82,821	78,180	73,198	71,635	70,058	66,536	66,676	65,966
	(1) 営業収入	益(B)	9,123	9,318	9,736	9,736	9,736	9,640	9,545	9,451	9,264	9,081	8,902	8,726
	ア 料業収入	入	9,088	9,212	9,630	9,630	9,630	9,534	9,439	9,345	9,158	8,975	8,796	8,620
	イ 受託工事収入	益(C)												
	ウ その他収入	他	35	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106
	(2) 営業外収入	益	78,763	67,804	78,972	74,620	73,085	68,540	63,653	62,184	60,794	57,455	57,774	57,240
	ア 他会計繰入金	入	78,376	67,804	78,972	74,620	73,085	68,540	63,653	62,184	60,794	57,455	57,774	57,240
	イ その他収入	他	387											
	2 総費用	用(D)	40,824	44,464	44,150	43,776	43,765	44,306	44,985	44,762	44,562	44,391	44,267	44,136
	(1) 営業費用	費用	29,039	33,347	33,647	33,947	34,247	34,547	34,847	35,147	35,447	35,747	36,047	36,347
収益的支出	ア 職員給与と退職手当	費	6,029	6,424	6,424	6,424	6,424	6,424	6,424	6,424	6,424	6,424	6,424	6,424
	イ その他費用	他	23,010	26,923	27,223	27,523	27,823	28,123	28,423	28,723	29,023	29,323	29,623	29,923
	(2) 営業外費用	費用	11,785	11,117	10,503	9,829	9,518	9,759	10,138	9,615	9,115	8,644	8,220	7,789
	ア 支払利息	息	11,785	11,117	10,503	9,829	9,518	9,759	10,138	9,615	9,115	8,644	8,220	7,789
	イ その他支出	の												
	3 収支差引	(A)-(D)	47,062	32,658	44,558	40,580	39,056	33,874	28,213	26,873	25,496	22,145	22,409	21,830
	1 資本的収入	入(F)	82,710	45,809	53,011	51,185	27,480	47,304	32,651	23,780	23,363	21,599	22,200	22,245
	(1) 土地	方	24,300	3,700	9,900	10,350		13,050	8,325	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	うち資本費平準化	債												
	(2) 他会計補助金	金	31,359	37,195	30,905	27,350	25,693	18,146	13,629	12,978	12,691	11,044	11,750	11,890
資本的収入	(3) 他会計借入金	金												
	(4) 固定資産売却代金	金												
	(5) 国(都道府県)補助金	金	24,946	4,262	10,000	11,500		14,500	9,250	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	(6) 工事負担金	金	2,105	652	2,206	1,985	1,787	1,608	1,447	1,302	1,172	1,055	950	855
	(7) その他収入	他												
	2 資本的支出	出(G)	125,541	88,306	97,569	91,765	66,536	81,178	60,864	50,653	48,859	43,744	44,609	44,075
	(1) 建設改良費	費	65,941	28,595	33,809	33,960	10,960	34,480	23,980	15,480	15,480	15,480	15,480	15,480
	うち職員給与と償還金	与	11,581	10,960	10,960	10,960	10,960	5,480	5,480	5,480	5,480	5,480	5,480	5,480
	(2) 地方債償還金	金(H)	59,600	59,711	63,760	57,805	55,576	46,698	36,884	35,173	33,379	28,264	29,129	28,595
	(3) 他会計長期借入金返還金	金												
資本的支出	(4) 他会計への繰出金	繰出												
	(5) その他支出	他												
	3 収支差引	(F)-(G)	△ 42,831	△ 42,497	△ 44,558	△ 40,580	△ 39,056	△ 33,874	△ 28,213	△ 26,873	△ 25,496	△ 22,145	△ 22,409	△ 21,830

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収支再差引	(E)+(I) (J)	4,231	△ 9,839										
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	5,608	9,839										
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	9,839											
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	9,839											
実質収支黒字	(P)												
(N)-(O) 赤字	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	87.5	74.0	82.2	83.0	83.4	85.9	89.4	89.6	89.9	91.6	90.8	90.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	9,123	9,318	9,736	9,736	9,736	9,640	9,545	9,451	9,264	9,081	8,902	8,726
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{((R))/(S) \times 100}{((R))/(S) \times 100}$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{((T))/(V) \times 100}{((T))/(V) \times 100}$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	702,375	646,364	606,904	558,998	513,773	467,074	443,790	418,067	390,511	369,003	347,092	326,226

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度									
収益的収支分													
うち基準内繰入金		78,376	67,804	78,972	74,620	73,085	68,540	63,653	62,184	60,794	57,455	57,774	57,240
うち基準外繰入金		42,975	42,552	44,708	40,730	39,206	34,024	28,363	27,023	25,646	22,295	22,559	21,980
資本的収支分		35,401	25,252	34,264	33,890	33,879	34,516	35,290	35,161	35,148	35,160	35,215	35,260
うち基準内繰入金		31,359	37,195	30,905	27,350	25,693	18,146	13,629	12,978	12,691	11,044	11,750	11,890
うち基準外繰入金													
合計		109,735	104,999	109,877	101,970	98,778	86,686	77,282	75,162	73,485	68,499	69,524	69,130

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特になし
投資の平準化に関する事項	特になし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	処理場及び管渠は供用開始から9年程度であり、老朽度が比較的低いため、更新に伴う改築や更新における民間資金・ノウハウの活用に対する検討は行っておりません。処理場の管理については、現在実施している民間委託の継続を考えております。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在実施しております地方公営企業法適用業務の固定資産調査を受け、平成32年度から地方公営企業法の財務規定を適用した経営戦略に見直す予定ですが、その際に、合併後の検討課題でもあった使用料の見直しについて、長期的な見通しに立った適正な使用料への見直しを検討することとします。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため、検討を行っておりません。
その他の取組	滞納整理について、現在未整備の債権管理条例が早期に策定されることがあれば、それにより悪質な滞納者に対しては、差し押さえ等の措置の検討を行い、回収不能については、執行停止等の処分を検討したいと考えております。 未接続対策については、既に行っている戸別訪問を強化・継続し、接続の勧奨を実施します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在は管渠整備中で、流量も安定していないため、整備がある程度完了し、維持管理が事業の主体となった段階で民間活力を活用する方針を検討したいと考えております。
職員給与費に関する事項	職員の給与水準は、地方公務員法の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及び県の動向を踏まえるとともに、他の地方公共団体の均衡を考慮しながら、条例で定め決定し、給与の適正化に努めています。 職員数については、定員適正化計画を踏まえ、平成30年度の整備完了後は、職員数の減員を考えます。
動力費に関する事項	処理場やポンプ場の機器等の更新時には、省エネルギーの機器等の導入をするなど、可能な限り消費電力の削減に努めます。
薬品費に関する事項	単価契約を行うなど経費節減に努めています。
修繕費に関する事項	事業開始から9年を経過することから、今後は修繕経費が増加傾向にあるため、計画的に修繕を行っていく必要がある。維持管理面では、現在実施中の地方公営企業法適用業務の資産調査・評価の完了後に資産管理(アセットマネジメント)を行い、老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施していく必要がある。
委託費に関する事項	現在、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、コミュニティ・プラントの各施設を一括して発注しておりますが、可能な限り長期継続契約にて行うなど、委託費の節減に努めています。
その他の取組	特になし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成32年度に地方公営企業法の適用により、官庁会計方式から企業会計方式へ会計手法が変更されるのに合わせて、事後検証及び経営戦略の見直し(ローリング)を行う予定であります。
---------------------	---

南島原市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 南島原市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	西有家町 慈恩寺・見岳処理区：平成15年12月8日 (13年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 平成32年4月1日法適(全部適用) 予定
処理区域内人口密度	西有家町 慈恩寺・見岳処理区：22.9人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(西有家町慈恩寺・見岳処理区)		
処 理 場 数	1処理場(慈恩寺・見岳地区エコクリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金 (汚水量 10㎥まで) 1,080円 超過料金(1㎥につき) (10㎥を超え部分) 129.6円				
	※なお、汚水量は、水道水の使用水量に基づくものである。また、10円未満の端数は切捨てとなる。				
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	業務用使用料体系の設定なし				
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	市の水道水以外の水(地区水・井戸水など)を使用している場合：専用のメーター器の使用水量となる。				
	市の水道水と市の水道水以外の水(地区水・井戸水など)を併用して使用している場合：水道水の使用水量と専用メーター器の使用水量を合計した使用水量となる。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎥ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2, 310 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎥ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2, 506 円
	平成26年度	2, 370 円		平成26年度	2, 564 円
	平成27年度	2, 370 円		平成27年度	2, 564 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	9名(課長:1名、総務班:3名(班長1名、班員2名)、整備管理班:5名(班長1名、班員4名))
事 業 運 営 組 織	 <pre> graph LR A[下水道課長] --- B[総務班長] A --- C[整備管理班長] B --- D[総務班] C --- E[整備管理班] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転管理業務を民間委託(1処理区)
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した経営比較分析表に補足事項等がある場合は記載すること。

特になし

経営比較分析表

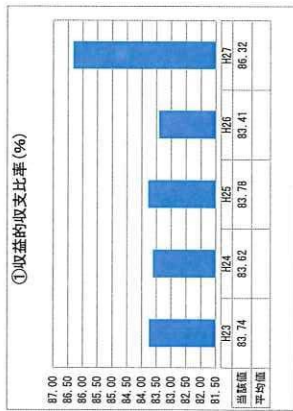
長崎県 南島原市

業務名	業務名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集排水	F3
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)
-	該当数値なし	1.61	100.00
			1か月20m ³ 当たり家賃料金 (円)
			2,370

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
48,773	170.11	286.71
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域人口密度 (人/km ²)
777	0.34	2,285.29

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
□ 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



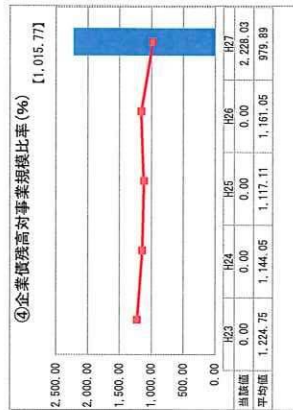
「単年度の収支」



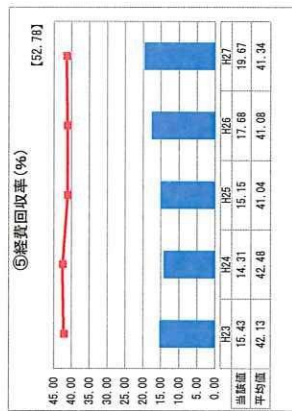
「累積欠損」



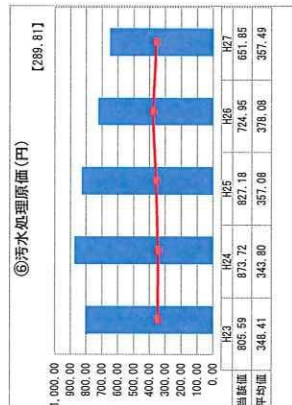
「支払能力」



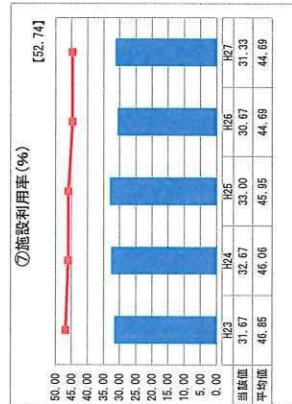
「債務残高」



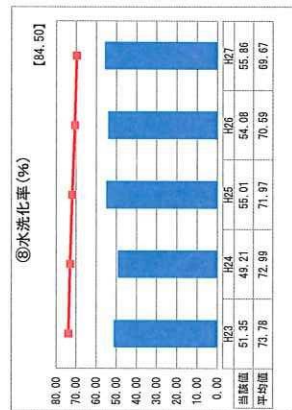
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①の収益的収支比率について、数値が上昇しているのは、前年度より償還金が減少したためである。償還金返済がピークを過ぎたため、今後、数値は改善されていく見込みである。使用料においては、増徴傾向であるが、総収益については、使用料以外の収入 (他会計繰入金) に依存しているところが大きいの。企業償還高対事業規模比率について、平成27年度から一般会計負担額の算定方法を異置したことから、数値が高くなっている。

②の累積欠損金比率について、数値は増減傾向である。経費回収率の減少傾向に伴い、使用料以外の収入に依存していることがうかがえる。類似団体との比較では多量であり垂懸している。年間有収水量の増加傾向及び経理的な維持管理費の経費削減取組みによる汚水処理費の減少に伴い、原価は下がってきているが、類似団体との比較では劣位であり垂懸している。

③の施設利用率について、処理区域内人口が減少傾向でもあり、今後、徐々に減少していくものと思われる。類似団体との比較でも劣位である。

④の水洗化率について、今後、使用開始からの期間が増えるにつれ、水洗化率は増加していくものと思われるが、今後、人口減少の加速から、処理区域内の人口の数は減少するものと思われる。

2. 老朽化の状況について

・使用開始後間もない (15年未満) ため、特にコメントなし。

全体総括

・類似団体 (供用開始後15年未満) との数値比較においても、すべての数値において劣位である。これは、処理区域内人口密度も少ない過疎地域であるため、大口の需要者が少なく、有収水量が少ないからと思われる。

・近い将来人口減少に伴う、料金収入の減は避けられない状況である。

・長期的に経営を継続していくには、今後も料金未納者を極力なくし、施設維持管理費の削減等継続的な改善努力はもとより、大規模な料金改定も視野に入れ、繰入金への依存体質を根本的に改革しなければならぬと思われる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業償還高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の実績を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

「住みやすい環境で健康に暮らせるまち」を基本理念に、市民の安全で快適な暮らしを守るため、下水道事業を持続的かつ安定的に運営し、快適で安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に努めます。

○快適で安全・安心に暮らせるまちづくり

本市の下水道普及率(行政人口に対する下水道整備済の処理区域内人口の割合)は、平成27年度末で15.8%と全国平均値と比較してかなりの低水準となっています。これは、市町村合併により下水道整備の未計画を含んでいるためですが、市民の生活環境改善や利便性の向上が求められます。人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化の中で、市内の地理的、社会的特性に応じた整備手法を取り入れながら、普及率向上に努めます。

○水洗化の促進

下水道資産の有効利用、料金収入の増加のため、供用開始区域の未接続世帯に対して、現在実施している戸別訪問を継続し、さらに計画的かつ効率的な戸別訪問指導や水洗化工事に対する融資斡旋制度、補助金制度等の更なる周知を行うなど、積極的な水洗化促進対策を図ります。

○持続可能な安定した事業経営の実現

施設の効率的な運転管理により、なお一層の維持管理経費の節減に取り組んで行くほか、総務省からの要請に基づき、経営の健全性や計画性・透明性の向上及び持続可能な下水道事業の推進のため、平成32年4月に地方公営企業法の財務適用を行い、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組めます。また、今般全国的に発生している地震や風水害等の大規模災害時に下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、平成29年度に「南島原市下水道事業業務継続計画(BCP)」の策定を行い、減災対策の充実に取り組めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

整備事業は既に完了しており、当面の投資予定なし。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料については、将来予想される有収水量(人口減少を加味)をもとに収納額を算定しています。
受益者負担金については、歳入の前年度に供用開始となる世帯を推計し、過去の実績をもとに一括納付者と分割納付者とを按分し、収納額を算定しています。
国庫補助金及び起債額については、今後10年間ににおける整備計画をもとに歳入額を算定しています。
また、起債借入については、補助裏のみの借入を基本的な考えとしております。

一般会計からの繰入金については、分流式下水道に要する経費等、総務省の基準に基づく基準内繰入金及び使用料等では不足する部分を基準外繰入金として算定しております。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、現体制の損益勘定職員(1名)及び資本勘定職員(0名)をもとに、実績ベースにより算定しました。
動力費・薬品費については、将来予想される有収水量をもとに必要な経費を算定しました。
修繕費については、予防修繕を計画的に行うことにより、突発的な経費の発生を抑制しており、実績ベースにより算定しています。
委託料については、複数年委託などのコスト削減に向けた取組みを既に行っており、今後、大幅な削減は難しいと考え、実績ベースにより算定しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔 見 込 〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	(単位:千円, %)
収 益	1 総 収 入	益 (A)	40,660	37,950	33,069	32,098	31,914	31,725	31,531	31,332	31,127	30,917	30,702	30,480	
		(1) 営 業 収 入	5,024	5,094	4,977	4,977	4,977	4,927	4,878	4,829	4,733	4,639	4,547	4,456	
		ア 料 業 収 入	5,016	5,077	4,960	4,960	4,960	4,910	4,861	4,812	4,716	4,622	4,530	4,439	
		イ 受 託 工 事 収 入													
		ウ その他	8	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
	(2) 営 業 外 収 入	益	35,636	32,856	28,092	27,121	26,937	26,798	26,653	26,503	26,394	26,278	26,155	26,024	
		ア 他 会 計 繰 入 金	35,487	32,856	28,092	27,121	26,937	26,798	26,653	26,503	26,394	26,278	26,155	26,024	
		イ その他	149												
		2 総 費 用 (D)	20,248	21,375	19,589	19,403	19,219	19,030	18,836	18,637	18,432	18,222	18,007	17,785	
		(1) 営 業 費 用	14,532	14,748	14,848	14,948	15,048	15,148	15,248	15,348	15,448	15,548	15,648	15,748	
収 支	ア 職 員 給 与 費	費	7,571	7,658	7,658	7,658	7,658	7,658	7,658	7,658	7,658	7,658	7,658	7,658	
		うち退職手当													
		イ その他	6,961	7,090	7,190	7,290	7,390	7,490	7,590	7,690	7,790	7,890	7,990	8,090	
		(2) 営 業 外 費 用	5,716	6,627	4,741	4,455	4,171	3,882	3,588	3,289	2,984	2,674	2,359	2,037	
		ア 支 払 利 息	5,470	5,070	4,741	4,455	4,171	3,882	3,588	3,289	2,984	2,674	2,359	2,037	
	イ 一 時 借 入 金 利 息	の	246	1,557											
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	20,412	16,575	13,480	12,695	12,695	12,695	12,695	12,695	12,695	12,695	12,695	12,695	12,695
		1 資 本 的 収 入 (F)	8,117	5,994	4,254	4,009	4,293	4,582	4,876	5,175	5,480	5,790	6,105	6,427	
		(1) 地 方 債													
		うち資本費平準化債													
資 本 的 収 入	(2) 他 会 計 補 助 金	金	7,955	5,670	3,754	3,509	3,793	4,082	4,376	4,675	4,980	5,290	5,605	5,927	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
		(6) 工 事 負 担 金	162	324	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
	(7) そ の 他	金													
		2 資 本 的 支 出 (G)	28,497	22,589	17,746	16,704	16,988	17,277	17,571	17,870	18,175	18,485	18,800	19,122	
		(1) 建 設 改 良 費													
		うち職員給与と賃借料													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	28,497	22,589	17,746	16,704	16,988	17,277	17,571	17,870	18,175	18,485	18,800	19,122	
資 本 的 収 支	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
		(5) そ の 他													
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 20,380	△ 16,595	△ 13,492	△ 12,695	△ 12,695	△ 12,695	△ 12,695	△ 12,695	△ 12,695	△ 12,695	△ 12,695	△ 12,695	△ 12,695

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収支再差引	(E)+(I)	32	△ 20	△ 12									
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	7	32	12									
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	39	12										
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	7											
実質収支黒字	(P)	32	12										
(N)-(O)	赤字												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(G)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	83.4	86.3	88.6	88.9	88.1	87.4	86.6	85.8	85.0	84.2	83.4	82.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	5,024	5,094	4,977	4,977	4,977	4,927	4,878	4,829	4,733	4,639	4,547	4,456
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{((R))/(S) \times 100}{(R)/(S) \times 100}$												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{((T))/(V) \times 100}{((T))/(V) \times 100}$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	306,319	283,729	265,983	249,279	232,291	215,014	197,444	179,574	161,399	142,915	124,115	104,993
○他会計繰入金 (単位:千円)													

区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度									
収益的収支分													
うち基準内繰入金		35,487	32,856	28,092	27,121	26,937	26,798	26,653	26,503	26,394	26,278	26,155	26,024
うち基準外繰入金		20,380	16,595	13,492	12,695	12,695	12,695	12,695	12,695	12,695	12,695	12,695	12,695
資本的収支分		15,107	16,261	14,600	14,426	14,242	14,103	13,958	13,808	13,699	13,583	13,460	13,329
うち基準内繰入金		7,955	5,670	3,754	3,509	3,793	4,082	4,376	4,675	4,980	5,290	5,605	5,927
うち基準外繰入金		7,955	5,670	3,754	3,509	3,793	4,082	4,376	4,675	4,980	5,290	5,605	5,927
合計		43,442	38,526	31,846	30,630	30,730	30,880	31,029	31,178	31,374	31,568	31,760	31,951

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特になし
投資の平準化に関する事項	特になし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	処理場及び管渠は供用開始から13年程度であり、老朽度が比較的低いため、更新に伴う改築や更新における民間資金・ノウハウの活用に対する検討は行っておりません。処理場の管理については、現在実施している民間委託の継続を考えております。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在実施しております地方公営企業法適用業務の固定資産調査を受け、平成32年度から地方公営企業法の財務規定を適用した経営戦略に見直す予定ですが、その際に、合併後の検討課題でもあった使用料の見直しについて、長期的な見通しに立った適正な使用料への見直しを検討することとします。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため、検討を行っておりません。
その他の取組	滞納整理について、現在未整備の債権管理条例が早期に策定されることがあれば、それにより悪質な滞納者に対しては、差し押さえ等の措置の検討を行い、回収不能については、執行停止等の処分を検討したいと考えております。 未接続対策については、既に行っている戸別訪問を強化・継続し、接続の勧奨を実施します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在は管渠整備中で、流量も安定していないため、整備がある程度完了し、維持管理が事業の主体となった段階で民間活力を活用する方針を検討したいと考えております。
職員給与費に関する事項	職員の給与水準は、地方公務員法の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及び県の動向を踏まえるとともに、他の地方公共団体の均衡を考慮しながら、条例で定め決定し、給与の適正化に努めています。
動力費に関する事項	処理場の機器等の更新時には、省エネルギーの機器等の導入をするなど、可能な限り消費電力の削減に努めます。
薬品費に関する事項	単価契約を行うなど経費節減に努めています。
修繕費に関する事項	事業開始から13年を経過することから、今後は修繕経費が増加傾向にあるため、計画的に修繕を行っていく必要がある。維持管理面では、現在実施中の地方公営企業法適用業務の資産調査・評価の完了後に資産管理(アセットマネジメント)を行い、老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施していく必要がある。
委託費に関する事項	現在、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、コミュニティ・プラントの各施設を一括して発注しておりますが、可能な限り長期継続契約にて行うなど、委託費の節減に努めています。
その他の取組	特になし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成32年度に地方公営企業法の適用により、官庁会計方式から企業会計方式へ会計手法が変更されるのに合わせて、事後検証及び経営戦略の見直し(ローリング)を行う予定であります。
---------------------	---

南島原市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 南島原市

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	南有馬処理区：平成19年3月31日（9年）	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 平成32年4月1日法適（全部適用）予定
処 理 区 域 内 人 口 密 度	南有馬処理区：28.4ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(南有馬処理区)		
処 理 場 数	1処理場(南有馬浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金	(汚水量 5㎡まで)	756円		
	"	(" 5㎡を超え、10㎡まで)	1,188円		
	超過料金(1㎡につき)	(" 10㎡を超え、50㎡まで)	151. 2円		
	"	(" 50㎡を超え、100㎡まで)	194. 4円		
	"	(" 100㎡を超え、300㎡まで)	237. 6円		
	"	(" 300㎡を超える部分)	280. 8円		
	※なお、汚水量は、水道水の使用水量に基づくものである。また、10円未満の端数は切捨てとなる。				
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	業務用使用料体系の設定なし				
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	市の水道水以外の水(地区水・井戸水など)を使用している場合:1月に1人当たり6㎡を使用したものと認定する。				
	市の水道水と市の水道水以外の水(地区水・井戸水など)を併用して使用している場合:水道水以外の使用水量を1月に1人当たり3㎡で計算した水量とし、水道水の使用水量に加えた水量とする。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2, 620 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2, 947 円
	平成26年度	2, 700 円		平成26年度	2, 984 円
	平成27年度	2, 700 円		平成27年度	3, 001 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	9名(課長:1名、総務班:3名(班長1名、班員2名)、整備管理班:5名(班長1名、班員4名))
事業運営組織	 <pre> graph TD A[下水道課長] --> B[総務班長] A --> C[整備管理班長] B --> D[総務班] C --> E[整備管理班] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転管理業務を民間委託(1処理区)
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

※添付した経営比較分析表に補足事項等がある場合は記載すること。

特になし

経営比較分析表

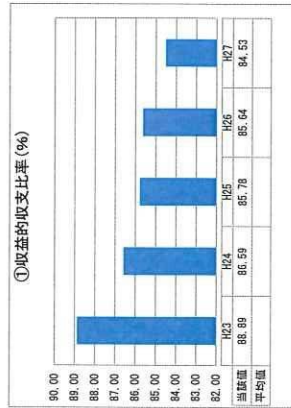
長峰県 南島原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非雇用	下水道事業	漁業集落排水	H3
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)
-	該当数値なし	0.76	92.19
			2,700

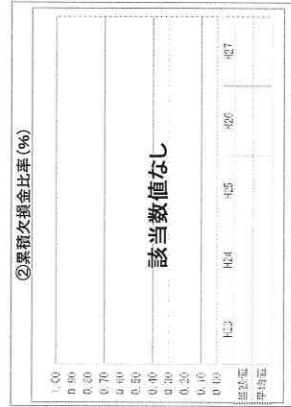
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
48,773	170.11	286.71
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域人口密度 (人/km ²)
369	0.13	2,838.46

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
□ 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



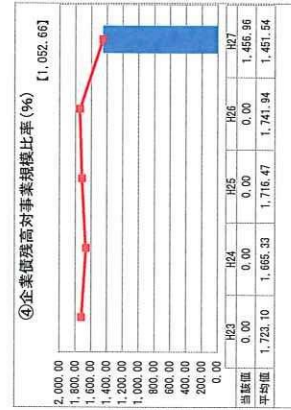
「単年度の収支」



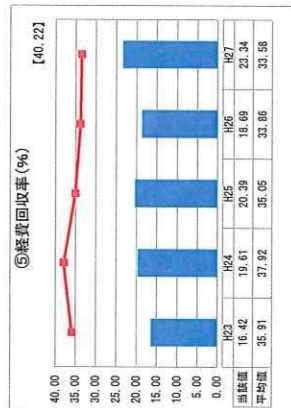
「累積欠損」



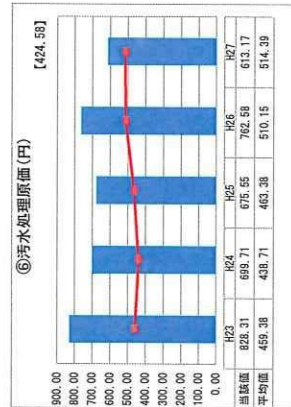
「支払能力」



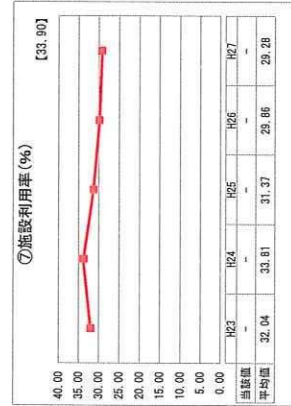
「債務残高」



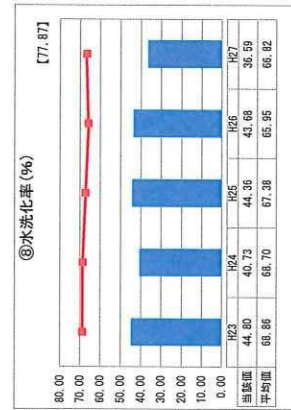
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

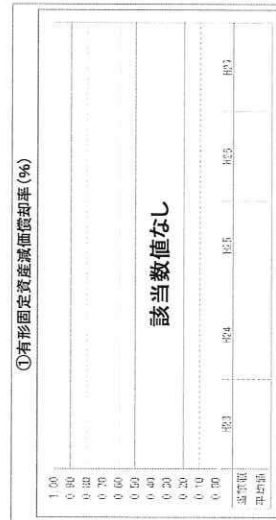


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年劣化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

- 経営の健全性・効率性について
 - 収益的収支比率について、減少傾向であるが、これは地方債償還金の返済増加によるもので、平成28年度にピークを迎え、平成29年度以降改善傾向と見込みである。使用料においては、徴収率向上が、総収支については、使用料以外の収入（他会計繰入金）に依存しているところが大いである。
 - 企業債残高対事業規模比率について、平成27年度から一般会計負担額の算定方法を見直したことから、数値が高くなっている。
 - 経費回収率について、使用料の増加傾向及び汚水処理費の減少傾向に伴い、数値は微増傾向である。数値からも、使用料が少なくなる、類似団体との収入に依存していることがうかがえる。類似団体との比較では劣位であり垂懸している。年間有収水量の増加傾向及び継続的な維持管理費の経費削減取組による汚水処理費の減少に伴い、償還率は下がってきているが、類似団体との比較では劣位である。
 - 施設の施設利用率について、既述の特定環境保全公共下水道の処理場を利用して、利用数値の計上はない。
 - 水洗化率について、設置済人口の減少が目立ち減少傾向である。
- 老朽化の状況について
 - 供用開始後間もない（15年未満）ため、特にコメントなし。

全体総括

- 償還金の返済ピークを過ぎるため平成28年度以降、収益的収支比率が改善傾向へと転じる見込み。処理区域内人口が400人未満の過疎地域であり、処理区域内人口100人以上5,000人未満の汚濁排水排水の中にも処理区域内人口が少なく有収水量が少ないため、類似団体（供用開始後15年未満）との数値比較においても、すべての数値について劣位である。
- 近い将来人口減少に伴う、料金収入の減は避けられない状況である。
- 長期的に経営を維持していくには、今後も料金未納率を低くし、施設維持管理費の削減等不採算の経費改善努力はもとより、本財団を健全改革も視野に入れ、繰入金への依存度を本格的に改革しなければならぬと思われる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値等を算出していません。
 ※ 平成28年度から平成29年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出しています。企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成28年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

「住みやすい環境で健康に暮らせるまち」を基本理念に、市民の安全で快適な暮らしを守るため、下水道事業を持続的かつ安定的に運営し、快適で安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に努めます。

○快適で安全・安心に暮らせるまちづくり

本市の下水道普及率(行政人口に対する下水道整備済の処理区域内人口の割合)は、平成27年度末で15.8%と全国平均値と比較してかなりの低水準となっています。これは、市町村合併により下水道整備の未計画を含んでいるためですが、市民の生活環境改善や利便性の向上が求められます。人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化の中で、市内の地理的、社会的特性に応じた整備手法を取り入れながら、普及率向上に努めます。

○水洗化の促進

下水道資産の有効利用、料金収入の増加のため、供用開始区域の未接続世帯に対して、現在実施している戸別訪問を継続し、さらに計画的かつ効率的な戸別訪問指導や水洗化工事に対する融資斡旋制度、補助金制度等の更なる周知を行うなど、積極的な水洗化促進対策を図ります。

○持続可能な安定した事業経営の実現

施設の効率的な運転管理により、なお一層の維持管理経費の節減に取り組んで行くほか、総務省からの要請に基づき、経営の健全性や計画性・透明性の向上及び持続可能な下水道事業の推進のため、平成32年4月に地方公営企業法の財務適用を行い、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネージメントの向上に取り組めます。また、今般全国的に発生している地震や風水害等の大規模災害時に下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、平成29年度に「南島原市下水道事業業務継続計画(BCP)」の策定を行い、減災対策の充実に取り組めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

整備事業は既に完了しており、当面の投資予定なし。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料については、将来予想される有収水量(人口減少を加味)をもとに収納額を算定しています。
受益者負担金については、歳入の前年度に供用開始となる世帯を推計し、過去の実績をもとに一括納付者と分割納付者とを按分し、収納額を算定しています。
国庫補助金及び起債額については、今後10年間ににおける整備計画をもとに歳入額を算定しています。
また、起債借入については、補助裏のみの借入を基本的な考えとしております。

一般会計からの繰入金については、分流式下水道に要する経費等、総務省の基準に基づく基準内繰入金及び使用料等では不足する部分を基準外繰入金として算定しております。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、現体制の損益勘定職員(1名)及び資本勘定職員(0名)をもとに、実績ベースにより算定しました。
動力費・薬品費については、将来予想される有収水量をもとに必要な経費を算定しました。
修繕費については、予防修繕を計画的に行うことにより、突発的な経費の発生を抑制しており、実績ベースにより算定しています。
委託料については、複数年委託などのコスト削減に向けた取組みを既に行っており、今後、大幅な削減は難しいと考え、実績ベースにより算定しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分		年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収益的収入	1 総	収益(A)	16,185	14,924	14,924	14,878	12,804	12,272	11,825	11,060	11,087	11,113	11,138	11,161	11,183
	(1) 営	業 収 益(B)	2,221	2,342	2,342	2,356	2,356	2,356	2,333	2,310	2,287	2,241	2,196	2,152	2,109
		ア 料 金 収 入	2,213	2,334	2,334	2,348	2,348	2,348	2,325	2,302	2,279	2,233	2,188	2,144	2,101
		イ 受 託 工 事 収 益(C)													
		ウ そ の 他	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	(2) 営	業 外 収 益	13,964	12,582	12,582	12,522	10,448	9,916	9,492	8,750	8,800	8,872	8,942	9,009	9,074
		ア 他 会 計 繰 入 金	13,862	12,582	12,582	12,522	10,448	9,916	9,492	8,750	8,800	8,872	8,942	9,009	9,074
		イ そ の 他	102												
	2 総	費 用(D)	9,312	8,241	8,241	8,195	8,155	8,154	8,160	8,178	8,205	8,231	8,256	8,279	8,301
	(1) 営	業 費 用	7,442	6,516	6,516	6,616	6,716	6,816	6,916	7,016	7,116	7,216	7,316	7,416	7,516
収益的支出		ア 職 員 給 与 費	1,557	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257
		うち退職手当													
		イ そ の 他	5,885	5,259	5,259	5,359	5,459	5,559	5,659	5,759	5,859	5,959	6,059	6,159	6,259
	(2) 営	業 外 費 用	1,870	1,725	1,725	1,579	1,439	1,338	1,244	1,102	1,089	1,015	940	863	785
		ア 支 払 利 息	1,870	1,725	1,725	1,579	1,439	1,338	1,244	1,102	1,089	1,015	940	863	785
		うち一時借入金利息													
		イ そ の 他													
	3 収 支 差 引	(A)-(D) (E)	6,873	6,683	6,683	6,683	4,649	4,118	3,665	2,882	2,882	2,882	2,882	2,882	2,882
	1 資 本 的 収 入	(F)	2,713	2,731	2,731	2,877	1,661	1,407	1,199	759	832	906	981	1,058	1,136
資本的収入	(1) 地 方 債														
		うち資本費平準化債													
	(2) 他 会 計 補 助 金		2,191	2,692	2,692	2,577	1,361	1,107	899	459	532	606	681	758	836
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 費 担 当 金		522	39	39	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出	(G)	9,587	9,414	9,414	9,560	6,310	5,525	4,864	3,641	3,714	3,788	3,863	3,940	4,018
	(1) 建 設 費														
資本的支出		うち職員給与費													
	(2) 地 方 債 償 還 金	(H)	9,587	9,414	9,414	9,560	6,310	5,525	4,864	3,641	3,714	3,788	3,863	3,940	4,018
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
	(5) そ の 他														
	3 収 支 差 引	(F)-(G) (I)	△ 6,874	△ 6,683	△ 6,683	△ 6,683	△ 4,649	△ 4,118	△ 3,665	△ 2,882	△ 2,882	△ 2,882	△ 2,882	△ 2,882	△ 2,882

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見込〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収支再差引	(E)+(I)	(J)	△1											
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	1												
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支黒字	(P)													
(N)-(O)	赤字 (Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	85.6	84.5		83.8	88.5	89.7	90.8	93.6	93.0	92.5	91.9	91.3	90.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	2,221	2,342	2,356	2,356	2,356	2,333	2,310	2,287	2,241	2,196	2,152	2,109
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$	(T)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(U)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(V)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$	(W)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	(X)													
他会計借入金残高	(Y)													
他会計繰入金	(Z)													
他会計繰入金	(X)	94,711	85,297	75,737	69,427	63,902	59,038	55,397	47,895	44,032	40,092	36,074		

(単位:千円)

区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見込〕	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収益的収支分		13,862	12,582	12,522	10,448	9,916	9,492	8,750	8,872	8,800	8,942	9,009	9,074	
うち基準内繰入金		6,886	6,688	6,698	4,664	4,133	3,680	2,897	2,897	2,897	2,897	2,897	2,897	
うち基準外繰入金		6,976	5,894	5,824	5,784	5,783	5,812	5,853	5,975	5,903	6,045	6,112	6,177	
資本的収支分		2,191	2,692	2,577	1,361	1,107	899	459	606	532	681	758	836	
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金		2,191	2,692	2,577	1,361	1,107	899	459	606	532	681	758	836	
合計		16,053	15,274	15,099	11,809	11,023	10,391	9,209	9,478	9,332	9,623	9,767	9,910	

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特になし
投資の平準化に関する事項	特になし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	処理場及び管渠は供用開始から9年程度であり、老朽度が比較的低いため、更新に伴う改築や更新における民間資金・ノウハウの活用に対する検討は行っておりません。処理場の管理については、現在実施している民間委託の継続を考えております。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在実施しております地方公営企業法適用業務の固定資産調査を受け、平成32年度から地方公営企業法の財務規定を適用した経営戦略に見直す予定ですが、その際に、合併後の検討課題でもあった使用料の見直しについて、長期的な見通しに立った適正な使用料への見直しを検討することとします。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため、検討を行っておりません。
その他の取組	滞納整理について、現在未整備の債権管理条例が早期に策定されることがあれば、それにより悪質な滞納者に対しては、差し押さえ等の措置の検討を行い、回収不能については、執行停止等の処分を検討したいと考えております。 未接続対策については、既に行っている戸別訪問を強化・継続し、接続の勧奨を実施します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在は管渠整備中で、流量も安定していないため、整備がある程度完了し、維持管理が事業の主体となった段階で民間活力を活用する方針を検討したいと考えております。
職員給与費に関する事項	職員の給与水準は、地方公務員法の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及び県の動向を踏まえるとともに、他の地方公共団体の均衡を考慮しながら、条例で定め決定し、給与の適正化に努めています。
動力費に関する事項	処理場の機器等の更新時には、省エネルギーの機器等の導入をするなど、可能な限り消費電力の削減に努めます。
薬品費に関する事項	単価契約を行うなど経費節減に努めています。
修繕費に関する事項	事業開始から9年を経過することから、今後は修繕経費が増加傾向にあるため、計画的に修繕を行っていく必要がある。維持管理面では、現在実施中の地方公営企業法適用業務の資産調査・評価の完了後に資産管理(アセットマネジメント)を行い、老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施していく必要がある。
委託費に関する事項	現在、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、コミュニティ・プラントの各施設を一括して発注しておりますが、可能な限り長期継続契約にて行うなど、委託費の節減に努めています。
その他の取組	特になし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成32年度に地方公営企業法の適用により、官庁会計方式から企業会計方式へ会計手法が変更されるのに合わせて、事後検証及び経営戦略の見直し(ローリング)を行う予定であります。
---------------------	---